

一般社団法人長野市薬剤師会表彰規程

平成25年2月5日制定

平成25年4月1日施行

- 第1条 一般社団法人長野市薬剤師会（以下「本会」という。）は、長野市薬剤師会賞（以下「市薬賞」と称する。）及び長野市薬剤師会有功賞（以下「有功賞」と称する。）を設定し、この規定の定めるところにより授与することができる。
- 第2条 市薬賞受賞者は、市薬会員又はその他のもので下記各号のいずれかに該当するものの中から選考委員会により選定する。
- （1）薬学薬業の地位向上に寄与する著しい業績のあったもの。
 - （2）本会の会務又は事業に功労のあったもの。
 - （3）薬剤師の地位向上又は職能に関し功労のあったもの。
 - （4）薬剤師として職能を通じ公衆衛生の向上に功労のあったもの。
- 第3条 市薬賞受賞者は市薬役員が推薦する受賞候補者につき、第4条による選考委員会で選考の上、決定する。
- 第4条 選考委員会は、会長、会長が正会員の中から指名する4名以上の委員によって構成し、任期はその年度の受賞者選考をもって終わる。
- 2 選考委員会の委員長は会長とする。
- 第5条 有功賞は第2条の規定にかかわらず、当該年度中に70歳に達する会員に授与することができる。
- 第6条 市薬賞及び有功賞は、当該年度総会に授与する。受賞者には表彰状及び褒賞を贈り、受賞者名簿にその氏名を記載して永久に保存する。
- 第7条 その年度において表彰の資格を生じた者で、表彰前に死亡した時は、その遺族に贈る。
- 第8条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第301条に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する